

岩手県監査委員告示第39号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和3年岩手県監査委員告示第35号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月7日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
岩手県監査委員 佐々木 茂 光
岩手県監査委員 寺 沢 剛
岩手県監査委員 沼 田 由 子

1（1） 監査対象機関名 保健福祉部地域福祉課

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和3年6月17日から7月16日まで

イ 本監査実施日 令和3年8月2日

（3） 監査結果の公表の日 令和3年10月1日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、94,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	赴任旅費は令和3年8月10日に追給処理を完了した。 今後は、新採用職員の赴任旅費の支給に当たっては、直前の任用状況を確認することで、再発を防止することとした。

2（1） 監査対象機関名 商工労働観光部定住推進・雇用労働室

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和3年6月17日から7月16日まで

イ 本監査実施日 令和3年8月6日

（3） 監査結果の公表の日 令和3年10月1日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、36,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた額について、令和3年7月15日に返納処理を完了した。 今後は、計算依頼をした旅費を含め、支給誤りがないよう、旅費に関する規定に対する理解を深め適切な相互チェックができる体制を整え、課内でのチェックを行い、再発防止に努める。
委託業務の執行に当たり、積算を誤っているものが1件、524,167円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	委託契約に係る一般管理費について、仕様書で定めた割合と設計書作成時に計上した割合が異なっていたものである。 今後は、設計書及び業務仕様書の内容と積算資料の内容に乖離が生じないよう、担当者のほか複数の職員による確認・検算を行い、再発防止に努める。